

# 政治倫理委員会

日 時	令和元年 10 月 16 日 (水)	13 時 26 分 開会 14 時 17 分 閉会
場 所	相良庁舎 4 階 会議室 3	
出席議員	(委員長) 7 番 大井俊彦	(副委員長) 5 番 平口朋彦
	15 番 鈴木千津子	13 番 中野康子
	12 番 澤田隆弘	9 番 植田博巳
欠席議員		
その他議員		
事務局	次長 原口みよ子 北原 大輔	
説明員及び その他議員		
傍聴	3 番 原口康之 1 番 鈴木長馬	

署名 政治倫理委員会委員長

[午後 1時26分 開会]

---

## 開会の宣告

### ○政治倫理委員長（大井俊彦君）

それでは、政治倫理委員会第5回目ということですがけれども、私と平口副委員長が、大石前委員長の退任というか辞職によって、約束ということでやらせていただきますけれども、本日がその実質的に第一回目ということなんですけれども、大石前委員長のときには、請求人9人、今は8人ですがけれども、その方々の請求内容の説明と、それを受けて、皆さんから意見をいただいたんですけれども、それぞれ皆さんの持っているご意見をいただいたということで、まとめということになっておりません。

なかなか、こうしたものを進めていくのは難しい部分があるんですけれども、やっぱり整理しながら進めていかないと前へ進まないということもありますし、あと、基本的には個人というよりも、とった行動、行為、言動に対してどういうペナルティーを課していくかということになると思います。

きょうは、その一段階として、まず1月17日の全員協議会でのやりとりについて、それから2月定例会の一般質問の内容、この点について、どういう点が問題になったのか、その点をまず皆さんで整理整頓をする作業をきょうはしていただきたいということで、それを事務局のほうで箇条書きにしてもらって、それを皆、この委員皆さんが共通認識をまずはしていただくと、そういう作業のための、きょうは時間をとっていききたいというふうに思います。

それがまとまったところで、2番目として、今後どういうふうな形で進めていくかと。その点については、例えば、例えばですがけれども、ご本人を要請するのかしないのか。それにしても、きょうの最初の問題点の整理確認がしっかりできていないと、対象の方を要請しても、委員の皆さんの確認がばらばらになってしまって、本人とのやりとりもうまくいかないというような形にもなるおそれがありますので、きょうは、少し大事な作業になりますけれども、大きく2点、請求者から出ている全員協議会での言動行動、それから一般質問の内容について、問題点等を洗い出ししていただいて、そのまとめをしていききたいというふうに思いますので、よろしく願います。

---

## 2 協議事項 (1) 審査内容の整理・確認について

### ○政治倫理委員長（大井俊彦君）

事務局、最初に分けていったほうがいいかな。まず最初に全協について。ばらばらでやっちゃうより、それがいいね。まずは全協について。それから一般質問について、分けて問題点を挙げていくと。

そんな形で、まずは日時が最初のほうがいいな。全員協議会について、皆さんこの資料をお持ち

ちですよ。これ。この中の、良知識員とのやりとりがいろいろ載っていますけれども、この中で、全協の中で、どういうところが問題だよというようなことを、まずは皆さんで掘り起こしをお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

副委員長。

### ○（平口朋彦君）

皆さん、議事録をお持ちということなので、この議事録に記されたページ数で話をしていきたいと思います。

やはり、問題点というと、良知識員が発言をされました。当然、市長がいる中で、市長報告に対する発言もしくはその他の質問として発言をされたのだと思います。その発言内容に関して、議長が、15ページで「今は市長報告に対する質疑ですので」ということで、問いただしてあります。その中でやりとりがあって、16ページですね。「皆さんがいるから。あなたの個人の問題じゃない」ということで発言を続けました。

要するに、ここで質疑の修正をしてもらいたいという旨を議長が言って、それに対して、あなた個人の問題じゃないということで発言を続けた。修正して、これは市長並びに姿勢全般の話をされるものだと思って続けられたと思うんですね。

そこで、また発言を続けて、17ページ、「良知識員、制します。良知識員、発言を停止してください」。これは字面でこういうふうになっていますが、かなり強い口調で制止をされたらと、私は記憶しております。これを振り切って発言を続けたのが問題ではないかなと、私は思っております。

例えば、議長の発言制止、議長がこの会議を整理するために発言を制止したときに、その制止に対して、それが正当か妥当かというものを、再び良知識員が問いた後にまた発言を続けたいですというふうな旨、申し出をするというプロセスを踏めば別によかったと思うんですね。ただ、制止をすることに対して、制止されたことに対して、申し開きも弁明もせず、この後続けたというのが、非常に、17ページで続けたということが非常に問題かと思えます。

その発言制止が、ご自身が正当性を欠いていると思うのであれば、まずそのところの部分、正当性を欠いていると私は判断するので、何でとめられるのか理由を教えてくださいと、理由を述べてくださいというのを、まず聞いてから発言を続ける許可をもらうべきだったと私は思います。

### ○政治倫理委員長（大井俊彦君）

中野委員。

### ○（中野康子君）

17ページにあります、11番のところで「犯罪は成立するものと判断します」と。議題とは無関係の議員の人身攻撃にわたるような発言は許されるものではないというふうに、議員必携の中にあります。この部分、そして最後「容疑行為であると思っていますから」とか、何かもう違反を

しているというのを、もう確約しているような発言だったように記憶しております。この辺が、やはり発言が幾ら自由だといっても、どんな内容の発言も許されるものではないという、議員必携の中のあれに値するものだというふうに思います。

以上です。

**○政治倫理委員長（大井俊彦君）**

ほかに。

鈴木千津子委員。

**○（鈴木千津子君）**

私は、署名をもって文面を提出しましたが、その中にもありますように、ほかの議員さんも今おっしゃっていただいたように、議長が再三にわたる発言制止を求めたにもかかわらず、これに従わず、まさにここの部分ですね。それと同時に、やはり内容におかれましても、今、中野議員がおっしゃっていただきましたけれども、このまさに「公職選挙法129条違反容疑の文書を頒布、回覧したこと承知をされていると思うんですけども」って、これ、実際には本当にほかの方たちのまだ知っていないこと、そして違反行為を行ったことって、本当にもう決定づけられているような言い方になっていること、本当にこういったことが、全員協議会の中で、しかも市長報告の中でこれを出されていたということに対して、やはり疑問を感じます。

**○政治倫理委員長（大井俊彦君）**

事務局、マイク大丈夫だよ。箇条書きにまとめるときに。

ほかにありますか。

植田委員。

**○（植田博巳君）**

前提として話をさせていただきたいと思うんですけども、倫理委員会規定という中で、前回にもお話ししたとおり、やはり市民に対しての犯罪行為とかセクハラとか、そういうものに基づいて規定しているということで、従来から発言させていただいています。それを前提で、この規定には該当しないのではないかとということをお話しさせてもらいますけれども、全員協議会の議会の一定のルール、発言を制止したけれども、また発言を続けたと。それは一定のルールに反していると。私は、それはこの前も申し上げたとおりであります。そういうような状況で、判断はしています。

ただ、今前提で申し上げたとおり、倫理規定外の話なのかなというふうなことで考えています。

**○政治倫理委員長（大井俊彦君）**

とりあえず、きょうは、さっき言ったように、問題点の洗い出し、整理確認ということで、倫理規定に、第2条、1号から5号ありますけれども、そこへの抵触どうのこうのという話はまた次の段階です。きょうはとにかく洗い出しをして、問題点の洗い出しをして、それを皆さんで共通認識をまずはしてもらおうという作業をして、それから次に進むということで、まずは全協の中での問題点を今洗い出しをしてもらっていますけれども、その次に、また一般質問の作業に入り

ますけれども、植田委員の今のはわかりました。

あと、全協のほうで。

澤田委員。

**○（澤田隆弘君）**

確かに、市長もいたし、職員もいたし、ああいう中でああいう行動というのは、本当に見ていて私もがっかりしました。ですので、やはりこういうことがあってはいけないと思いますので、私も皆さんの言うとおりの、それはちょっとまずかったなと感じております。

**○政治倫理委員長（大井俊彦君）**

わかりました。

植田委員。

**○（植田博巳君）**

全協での質問というのは、市長に対して、市長が関与していたのか、していないのかという趣旨で質問を最初したと思うんです。そういう流れの中で、市長がいなければ発言できない内容であったという感覚を私は持ちましたけれども、あくまでも市長に対する文書への記載の同意があったかないかという確認だったのではないかなど。その中では、いろいろそのルールを逸脱した、発言を制止されてもやったと。これはあくまでも、市長に対する質問であってというような、見方というか、最初そうだったのでね。そんな感じで受けていますけれども。

**○政治倫理委員長（大井俊彦君）**

わかりました。

平口委員。

**○（平口朋彦君）**

私も、そのスタート時点で、全くそぐわない発言だったとは思わないんですね。市長にこそ問いただしたいということが、もしあるのであれば、その部分だけをかいつまんでとは言わないですけどね、話の持っていき方で、市の選挙管理委員会の事務を所管している総務、もしくはその上の、要するにあれですね、監督者としての市長に対してお聞きをするよという部分だけであれば、話の出発点としてはよかったと思うんです。ただそれが、感情的とは言わないんですけども、その話がどんどん、どんどん、聞いていて、ずれてきたかなというふうに思って、一度は発言を制止していますよね。その中で、発言を制止して、この場は「市長報告に対する質疑ですので」、要するに、その中には、市長に聞くその他全般の話でもいいので、市長に対して聞くことだけをお願いしますよというふうに、一旦は再度発言を認めていると思うんですね。それでもなおかつ、会議議員の話に偏ってきたことが問題なのかなとは思いますが。

だから、市長もしくは市当局の一般事務、選挙管理事務というところで話が終始していれば問題もなかったと思いますし、発言の制止もなかったのかなと、私は考えます。

出発点に関しては、話の切り口としてはよかったと思いますが、それが徐々に個人批判につながったのがまずかったと思います。だからこそ、制止をされたのかなと思います。

## ○政治倫理委員長（大井俊彦君）

ありがとうございました。

皆さんにお願いをしておきますけれども、あくまでもこの倫理委員会というのは、個人を責めるための機関でも何でもないし、あくまでもこれから議会運営をしていく上の中で、こうしたルールを犯すような行動、言動が起こらないように是正していく機関だと私は思っています。

ですので、こういう行動に対して、もっとこれから守ってくださいねというようなレベルの規定ですから、戒めるといっても、法律ではないし、あくまでもペナルティーを加えるとかいう、そういう目的ではなくして、ルールは守ってくださいねというような、是正する、私は機関だと思っていますので、そういうことを頭の中に入れていただいて進めていただきたいというふうに思っておりますので、人を、個人を責めるという形には持っていきたくありませんので、そういう形で、今後、適正な議会運営ができるような形にしていきたいというのを目的とした倫理委員会にしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

では、大体全協のほうは今、皆さんご発言いただきました。

事務局、とりあえず今のものは全協のほうとしてまとめてくれる。

次は、2月定例会での一般質問の内容について、これも皆さんお持ちですよ。その中の特に、62ページというページがあるんですけれども、その62ページの部分の、特にその辺で、ここら辺が問題じゃないかというところを、今度は洗い出しをして確認をしていただきたいというふうに思っていますので、お願いします。

62ページの上から5行目の、「最後に、選挙の事前運動禁止違反容疑」、その辺からですね。その辺からなるうかと思っておりますので。

平口委員。

## ○（平口朋彦君）

さまざまあると思うんですが、私としては、やはり、上から何行目ですかね、「いわゆる議員の資質があるのかな」という部分は、もう議員必携にうたわれているように、こういった人格攻撃に当たるような部分というのは、好ましくない表現だったと思います。

あと、中段から下のほうですね、「明らかに公職選挙法第129条違反容疑の文書でありました」と、言い切っていますよね。容疑かどうかを決めるのは警察及び検察なので、いかにOBだとしても、ここで容疑と言い切ってしまうことは非常に、個人の名誉を損なうかは別として、個人のことに特化して話をされていると思います。これに関しては、市の一般事務云々を軽く逸脱した不規則発言だなと私は思います。

最後のほうですね、下のほうに、「太田議長の妨害があって、聞き取ることに本当に難儀しましたが」と、1月17日の全協の状況を振り返っております。これは個人の主観もあるのかもしれませんが、議長の妨害があってというふうに発言をしてしまうと、全員協議会でそういったことが実際にあったと市民の人は誤解をされると思います。太田議長の妨害ではなくて、太田議長による会議の議事進行をされたんだと思います。それをこういうふうに言うことも、やはり個人的

な人格攻撃に当たるのではないかなと思います。

この、ほかにありますが、こういった発言が一般質問における、取り上げるべき市当局の行財政全般、一般事務に関するものからは逸脱していると、私は思います。

**○政治倫理委員長（大井俊彦君）**

今、副委員長が発言してくれたものについては、議員必携の中の、注意したい発言という中で、議員は他の議員の執行機関、その他第三者について、議事に関係のない個人の問題を議論の対象としたり、また無礼な言葉に私生活に当たる言論になる発言をしてはならないということが明確にうたわれておりますので、今、平口委員からの発言は、まさにこの辺に抵触するのかなというふうに思います。

ほかにどうでしょうか。

中野委員。

**○（中野康子君）**

私は、きょう議員必携を持ってきていなくてまことに残念ですけれども、読んでいたときに、「太田議長妨害があって、聞き取ることに本当に難儀しました」という、このところで、改めて議員必携の中に書かれてあったときの、発言は議長の許可を得てやるものであるという、議会の基本的なルールがあるわけです。再三にわたって制止したんですけども、これを聞き入れなかった。それを今度、妨害という形で言っている。これがやはり、問題だというふうに思います。

それと、「公職選挙法第129条違反容疑の文書でありました」と言い切っているところに、無礼な言葉を使用し、そういったことを発言してはならない、議会の品位を落とすような発言をしてはならないというようなことにも、少し当たっているかなというふうに感じています。

**○政治倫理委員長（大井俊彦君）**

鈴木千津子委員。

**○（鈴木千津子君）**

皆さんがおっしゃったこと、それに加えて、69ページですね。一番最後のほうに近いところになるんですけども、中段からまた下の部分、またというところがあるんですけども、「また、太田議長の行為はまことに残念。議員、議長として、私は全く危機管理意識を持っていなかった行為だ」というふうに思います。これは地方議会における二元代表制を考えますと、一般の市民の行った行為よりも特段に重いと。また、神寄区内の方々はいろいろなイデオロギーを持っている方が生活をしているわけですから、そういった方までも巻き込んで、また、さらに多くの市民に拡散されてしまった行為というのは、私は許されるべきものではないというふうに思っています」と、これは決定づけられてしまったような言い方になっているというふうに私は感じていますので、とても残念に思っています。

**○政治倫理委員長（大井俊彦君）**

ほかには。

基本的に、一般質問というのは、市当局の一般事務に関する質問を行い、執行機関に見解を求

めるということが原則になっておりますので、まさにここの、良知識議員のここの発言が市の一般事務に該当するかどうかというのが、まずそこが問題かなというふうに思いますけれども、その辺はどうでしょうか。

平口委員。

#### ○（平口朋彦君）

今まで、皆さんが、委員各位が挙げられた部分は市の一般事務に該当しないと思います。

また、これ62ページなんですけれども、62ページ、ご本人が「議長の行為をとがめ、市長の品位をただすようなことになりました」といって、ご自身で言っているんですね。この一般質問の発言の最中に、ご自身が「議長の行為をとがめ、市長の品位をただすようなことになりました」。今までのことをそうやって述べているということは、一般質問をやっている最中に、一般質問から外れたことをしたということは、ご自身がここで認識して、そのように発言されているということも、十分ここでわかるのかなと思います。

ただ、これはこの後の議題になると思うんですが、一方で、発言者である当該議員、良知識議員すらも、一般質問にそぐわない発言をしたとここで言っているにもかかわらず、議事を整理、統理する側の議長も、ここで発言をとめなかったことは問題があると思います。決して、これをそのまま発言を、議員の発言権を重視したのだとは思いますが、本来であれば、ここでとめることが妥当ではあったかなと思います。そのことについては、ちょっと非常に疑問点が残る部分があります。

#### ○政治倫理委員長（大井俊彦君）

今の件ですけれども、議員が一般事務に該当しないような質問や質疑を行った場合については、議長は当該議員に対して、しかるべき対応をとることが適当であるというふうなコメントも載っておりますので、今、平口議員が言った、議長側のほうにも、ある程度そうした、しかるべき措置は必要であったのかなというふうにも思います。

中野委員。

#### ○（中野康子君）

本当にそのとおりだというふうに私も思います。思いますけれども、やはり、特にこの一般質問の問題に関しましては、ご自身のことだから、ここでやはり、たくさんの傍聴者もいる中で、やはりとめるということが、どういったあれを起こすのかなって、ちょっとやっぱりその辺を考えると、ご自身のことであるがために、非常に難しかったかなと思いと、そんなふうにも思います。

#### ○政治倫理委員長（大井俊彦君）

この、地方議会議員のハンドブック、この中のコメントだと、途中でとめるというふうには書いていないんですね。終わってから、終わってからというか、質問が終わった後、しかるべき対応をとることが適当だと。なので、要は注意するということだと思うんですね。

ただ、この良知識議員も、初めは静岡空港から入っているんですね。質問。ですから、そちら

については全然問題ないし、ちゃんとした質問だし。それなので、やはり途中からこの質問になったものですから、なかなか難しい部分があると思うんです。最初からこれじゃないものですかね。そういった意味でも、ちょっと議長も対応は難しい対応だったとは思いますがけれども。

ほかに何かありますか。

澤田委員。

**○（澤田隆弘君）**

62ページの真ん中辺に、「これは明らかに公職選挙法第129条違反容疑の文書でありました」と書いてありますが、結論的にはどうなったんですかね。

**○政治倫理委員長（大井俊彦君）**

不起訴ですね。

**○（澤田隆弘君）**

不起訴。だから、問題はなかったわけだけど、本人としてみれば、それが自分が思っているのが正当だと思っている。良知議員自体はね、自分の思い込みがきっと正しいと思って突っ込んできたと思うんだけどね。その辺の掛け違いかなと思うんだけど。

**○政治倫理委員長（大井俊彦君）**

最終的に不起訴という司法判断が出たものですからね。

平口委員。

**○（平口朋彦君）**

今の部分なんですけど、澤田委員がおっしゃったように、ここで言い切っちゃっていることは、ご本人がそういうふうに判断はされたんでしょうけど、容疑だ、これ上にも似たようなことを言われているんですよ。上のほうでは、「その内容が公職選挙法第129条違反の疑いのある文書で」。疑いがあると言えば、主観として、私は疑っているよということによかったと思うんですが、よかったというか、そういう言動というのも考慮されるべきだとは思いますが、ここで「明らかに公職選挙法第129条違反容疑の文書でありました」と言ってしまうと、これって事実誤認なんですよ。容疑になっていないので、これを事実誤認を、ああいう台場で、議場で言ってしまったということも、非常に問題だと思いますね。事実に基づかないことを発言して、さも聞いている方々に、それが事実であると、誤って認識をさせたしまったんだと思います。

**○政治倫理委員長（大井俊彦君）**

わかりました。

植田委員。

**○（植田博巳君）**

ちょっとあれなんですけど、不起訴になったということで、その部分でちょっと聞きたいんですけど、ご本人から不起訴になりましたというお話なんですけれども、我々も警察関係者じゃないので、中身なんて全然わからんし、その書類も見るわけでもないんですけど、不起訴理由というのが、ああいうのってつくんですかね。

**○政治倫理委員長（大井俊彦君）**

どうですかね。俺わからないや。ごめん、俺わからん。

不起訴か何かというか、結局当然、起訴するかどうかという審査はするわけですよ。だから、それで不起訴にしたということについては何らの理由は当然あるはずだけど、それを公表するかしないかというところだと思うんですよ。

平口委員。

**○（平口朋彦君）**

一般的に、起訴した場合は、何々の理由によって起訴というふうに言うんですけど、起訴しない場合だったら、理由も何も言わないのが一般的だそうです。尋ねても、何で起訴に当たらなかったかというのを尋ねても教えてくれないのが一般的らしいです。

**○政治倫理委員長（大井俊彦君）**

中野委員。

**○（中野康子君）**

その部分で、新聞では軽微なというような書き方が書いてあったのでね、多分それが理由かなと私は思いました。

**○政治倫理委員長（大井俊彦君）**

当該の頒布が軽微な行動だということ。

**○（中野康子君）**

何かそういう新聞の報道でしたよね。

**○政治倫理委員長（大井俊彦君）**

それがどの程度軽微かどうかというのはわからないですけど。

**○（中野康子君）**

細かいあれはなかったですけど、そういう書き方でしたね。

**○（植田博巳君）**

それは、軽微なのだという、新聞から見ると、これのことを軽微な内容なので不起訴ですよと。

**○（中野康子君）**

そんな感じだったね、たしかね。

**○（植田博巳君）**

完全真っ白とか、そういう感じではない。

**○政治倫理委員長（大井俊彦君）**

軽微って言うとき、ある程度は疑義があるという判断する感じじゃんね。

**○（中野康子君）**

そういう感じだったよね。

**○（植田博巳君）**

だから、この場で、それについてやっていくのか。

**○政治倫理委員長（大井俊彦君）**

そこまで倫理委員会では議論する必要はないと思う。

**○（植田博巳君）**

文言が、言っている文言とか、そういうのじゃないんだけど、そこら辺もあるのかなという感じはした。

**○政治倫理委員長（大井俊彦君）**

ただ、ある程度倫理規程だから、倫理規程なので、拡大解釈するに当たって、議員必携なりこうしたハンドブックなんかのコメントをある程度参考にさせていただきながら、倫理規程としてどうかということを、この委員会で判断していく以外はないと思いますけれどもね。

植田委員。

**○（植田博巳君）**

ここの、今申請が上がってくる内容の発端というか、原点というのが、この前配付していただいた文書ということなので、それはやはり、これの文書が問題であって、そういった発言とかいろいろルール、議会のルールを逸脱したと、そういうことになっていますので、とにかくこれが原点だよということだけは認識をしておく必要があるのかなと思います。

そこだけ。

**○政治倫理委員長（大井俊彦君）**

ほかに何かありますか。

今は、全協での問題点の整理、それから一般質問の内容についての整理を今していただきました。皆さんからいろいろ意見をいただきまして、また。

植田委員。

**○（植田博巳君）**

一般質問の内容については皆さんおっしゃいましたけれども、実際これは一定のルール、議会的な議事の進行のルールに従って、これはやられていたんだと思います。

先ほど、お話があったとおりに、その途中で制止するとか、そういうことが適当ではなかったかというお話ありましたけれども、現実的に一定のそういった議長の采配のルールに従ってやっていたと、それはそうだというふうに思っています。

**○政治倫理委員長（大井俊彦君）**

それでは、ある程度、一般質問と全協についての問題点、審査内容の整理確認ができたと思います。

事務局、またこれ今まで出た意見を少しまとめていただいて、またこれを委員の皆さんに示して、それでもう一回、これで今まで出されたものを皆さんが共通認識として持っていて、これからそれをもとに、例えば、例えばの話、ご本人が一回来て、事実確認というか、お話を本人から聞くという場面が出たときに、今皆さんから出されたご意見等をちゃんと確認しておいていただかないと、皆さんがばらばらな意見としてご本人に対応するような形になってしまうと、

余りうまくないかなという感じがしますので、委員会として共通認識を持っていくことが非常に大事ななというふうに私は思っていますので、ということで、そういう理由によって、今の作業をしていただきました。それで、整理確認をしました。

---

## 2 協議事項 (2) 今後の進め方について

### ○政治倫理委員長（大井俊彦君）

あと、(2)のレジュメのほうですけれども、今後の進め方についてということで、前回もこれ話したんですけれども、これからどういうふうな形で進めていくのが一番ベターかなというふうに、皆さんからご意見をいただきたいというふうに思います。

というのは、ご本人を呼ぶのか呼ばないのかということも踏まえて、ご意見をいただければと思います。

あくまでも倫理規程にのっとっていくのは当然ですけれども、その辺も踏まえてお願いいたします。

中野委員。

### ○（中野康子君）

倫理規程の中に、開催要件及び決定というところに、第9条。「委員会は、審査のために必要があるときは議員及び参考人の出席を求め、その意見を聴くことができる」。

### ○政治倫理委員長（大井俊彦君）

できる規定ですね。

### ○（中野康子君）

できる規定なんですよ。だから、無理に出席をしていただいて意見を聞く必要があるかどうかを、皆さんでやっぱり議論しなきゃいけないのかなというふうに思います。

### ○政治倫理委員長（大井俊彦君）

わかりました。今、中野委員から提案がありましたけれども、皆さん、これ持っていますよね。その9条1項の件について、皆さん、ご意見をいただきたいと思います。

鈴木千津子委員。

### ○（鈴木千津子君）

先ほどから、委員長もおっしゃっているとおり、個人に対してどうのこうのということではないよう、議会の運営に今後かかわることを粛々とやっていくんだよということであるならば、そして議長の不起訴になった部分のお話も今、少し出ました。そうしたことから、個人に対する罰則そのものではないので、本来、この第9条はできる規定となっておりますので、誰かに本当に迷惑行為があったとか、本当にそれによって必要な行為が、どうしてもしなきゃならないとかという、傷を負わせたとか、暴力行為があったとか、そういったことではないので、これは粛々と進めていっても、呼ぶことなく進めていっても私はいいのではないかなと思っていますけど。

### ○政治倫理委員長（大井俊彦君）

今、そういう意見も出ましたが、どうでしょうか。

植田委員。

**○（植田博巳君）**

ここの委員長が言った全体のことは前提としてなんですけれども、この倫理委員会の開催の要求についての文書の中で、良知義廣議員による一般質問の内容云々というような形で、個人ではないといっても、ここに個人名が記載されて申請されているので、その発言内容の趣旨等がある程度聞く必要もあるのかなというふうには思いますけども。

**○政治倫理委員長（大井俊彦君）**

今、植田委員からはそういうご意見がありましたけれども、ほかにご意見ありますか。

澤田委員。

**○（澤田隆弘君）**

今、皆さん意見を出してくれたじゃないですか。それを、まとめて委員長が良知議員にお話ししてもらったらどうかなと思うんだけど、それは無理。

**○政治倫理委員長（大井俊彦君）**

それについては、第10条の是正措置というのがあるんですけども、最終的には、そこら辺をどうするかということですけども、それはもうちょっと整理してからという、それは最終の話になっちゃうものですから、それは皆さんがそういう形でということになれば、そうしますけれども、もうちょっと整理確認をしていただいて、事務局からまずきょうの作業をまとめてもらって、それを皆さんでもう一回内容を情報共有していただいて、それからまた次に進むというほうが、余り結論ありきでいっちゃうとちょっと、というか段取りを踏んでいったほうがいいと思うものですからね、そういう澤田さんの考え方もあると思うんですけども。

今、ご本人をどうするかということなんですけど、どうですかね。

平口委員。

**○（平口朋彦君）**

かわり合いのある方々、参考人という言い方がこの場合どういう言い方になるのかわからないんですけども、当該議員を、お話を聞くのであれば、今整理確認された内容についてお話を聞くということであれば、私は必要なプロセスのうちの一つかなと思います。

ただ、例えば前回の全員協議会でも少し当該議員がお話をしていたんですが、政治倫理委員会のあり方とか、そういったものに対して言及をされると、本来の審査からずれてしまいますので、そういったことに言及が及ぶ懸念というものは払拭できないのかなと。政治倫理委員会の今のこの規定、またこの構成要件等ということで、今まで、審査に入るまで、第1回から第4回の中でいろいろ話が出てきましたが、それについては一つ、今後の課題ということでも整理してきた部分もあります。そのことを、当該議員がそのことを論ずるためにここに来て話をされても、それはちょっと的を得た参考人の話にならないので、あくまでも、今皆さんに挙げていただいて、今後事務局のほうで箇条書き、もしくはどういった形になるかわかりませんが、整理をしていた

できます。そのことについて、ご本人に整理内容について、違った見解をお持ちであれば、そういう話を聞くという部分はいいかなとは思いますが、そこ以外の部分に言及されるのであれば、ちょっと政治倫理委員会が参考人として呼びしても、的を得た議論にならないのかなというふうには思います。

**○政治倫理委員長（大井俊彦君）**

どうでしょうか。

植田委員。

**○（植田博巳君）**

先ほど、委員長のほうから、政治倫理とは、この行為に対しての確認というお話ございまして、今の議論というのが、政治倫理規程に該当する話の議論に入っているんだと思いますけれども、今からは政治倫理規程に基づく、呼びするのかしないのかという認識でいいんですか。

**○政治倫理委員長（大井俊彦君）**

そうです。その前に、とりあえず今、皆さんから意見を出してもらった一般質問の内容と全協での問題点等々の洗い出し、その辺をもう一回整理して、皆さんのところへもう一回お示しして、それを皆さん確認していただいて、次へ進むというほうが、時間はないんですけれども、やっぱりその辺は一番大事なところだと思うんですよ。ですから、その辺はやっぱりやっておいたほうがいいかなという、その作業は。

植田委員。

**○（植田博巳君）**

そうすると、倫理規定の第2条の第1項に該当するという前提で、これから始めるというお話になるということですか。

**○政治倫理委員長（大井俊彦君）**

今の洗い出しして整理してもらったものを、もう一回確認していただいて、それが本当に、本当だという言い方はよくないんですけれども、第2条第1号に皆さんが今洗い出しをしてもらった、整理確認したものが第2条第1号に該当するかどうかをもう一回皆さんで最終的に、委員会として判断するという作業をして、その次のステップ、本人を呼ぶのか呼ばないのかというような作業で、最終的には第10条まで持っていくのかどうか。第10条へ持っていくにしても、どのような是正措置をするのかというふうなことも議論をしていただきたいというふうに思います。

ということですから、きょうのまとめをやって、また近々に一回、もう一回きょうの作業のまとめを確認したいと思うものですから、近日中にもう一回開きたいというふうに思います。

できれば、きょう16日ですからね。きょうのところを、あしたまとめ上げはどうか。あした全協だっけね。

**○（平口朋彦君）**

全協の後は、広報が入っている。

**○政治倫理委員長（大井俊彦君）**

広報があるのか。

18日はあれか、5市2町か。

○（鈴木千津子君）

18日は5市2町。午前中はいいと思いますけど、午後が。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

どうです。例えば21日では。

○（植田博巳君）

21日はちょっと、完全にだめです。

○（中野康子君）

18日の午前中。でも、確認するだけなら、そんなに長い時間かからないでしょう。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

ただ、事務局のほうでまとまるかな。18日の午前中に。

○（中野康子君）

あしたは無理でしょう。

○（鈴木千津子君）

今回、全協はそんなに遅くはならないとは思いますが、1日にやって、あれからまだ2週間ぐらいなので、そんなに内容はたくさんないと思うので、全協の。と思うんですよ。市長のほうの台風の報告と、そこらのところだけ。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

18日の午前中。どう、北原君、まとまりそう。えらければその次の週。

○事務局次長（原口みよ子君）

5市2町が当番市なので、会場の準備があります。

○（中野康子君）

あしたは、それじゃあ。

○（平口朋彦君）

あしただと、余計まとまらない。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

北原君。

○事務局書記（北原大輔君）

あしたの全員協議会ですが、先ほど来話があるように、2週間前にまだ全協をやったばかりということで、一応議会内の協議事項としては、協議内容は少な目ということで、基本的には、あすの全協終了後と。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

そっちでまとまるならいいよ。

**○事務局書記（北原大輔君）**

まとまると思います。ただ、もし延びちゃって、午前中いっぱい例えば全協かかっちゃうとかになった場合には、そのときはまたそのときで、ちょっとまた一瞬集まってもらって、次回の会議の予定ということで打ち合わせさせてもらうんですけど、基本的にはあしたの全協後。

広報は、全協が何時に終わっても1時からということになっていますので。

**○政治倫理委員長（大井俊彦君）**

広報は1時決定。

**○事務局書記（北原大輔君）**

決定です。

**○政治倫理委員長（大井俊彦君）**

では、全協終了後。

**○事務局書記（北原大輔君）**

多分、次回の政治倫理委員会もそんなに時間は要しないかなと思いますので、全協が終わってから。

**○政治倫理委員長（大井俊彦君）**

どうですか、皆さん。いい。澤田委員、いい。植田委員、どう。中野委員は、いい。

では、全協の後ということでいいですか。では、全協終了次第で、内容的には、きょうやった作業の確認。

**○事務局書記（北原大輔君）**

それを踏まえて、次回以降の進め方でよろしいですか。

**○政治倫理委員長（大井俊彦君）**

そう。

そんな形で副委員長どう。

**○（平口朋彦君）**

大丈夫です。

**○政治倫理委員長（大井俊彦君）**

じゃあ、事務局いい。ちょっとせわしないけど。

それでは、皆さん、きょうはそんなことです。

---

2 協議事項 (3) その他

**○政治倫理委員長（大井俊彦君）**

その他ということで、何かありますか。

いいですか。

[「なし」と言う者あり]

**○政治倫理委員長（大井俊彦君）**

それこそ、最終的には今月いっぱいでしょう。

北原君。

**○事務局書記（北原大輔君）**

11月8日が現委員の任期ということになりますので、一番遅くてそこに。

**○政治倫理委員長（大井俊彦君）**

やっていくしかないね。

それでは、とりあえずあした、全協後ということをお願いします。

きょうはこれで終わります。ご苦労さまでした。

[午後 2時17分 閉会]